

令和7年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年3月26日（水）

令和7年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年3月26日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 F会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第15号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第3 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第4 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第6 議案第19号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- 第7 報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第8 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 4	内田	信行	君
区域 5	平牧	直樹	君				

欠席委員	6 番	今井	英夫	君	7 番	吉田	恵子	君
	10 番	野中	清	君				

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君
局長補佐	松澤	一樹	君

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、6 番今井英夫委員、7 番吉田恵子委員及び10番野中清委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 11 名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1 番石坂豊治委員、14 番小澤昇委員以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ですが、1 番案件が出席委員の審議案件となっており、また、1 番案件及び 2 番案件ともに出席委員が申請の代理をしていることから、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時02分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後 2 時03分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、始めに 1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 3 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、2 筆、いずれも田、合計 1,135 m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、レンコンを作付けする予定です。

労働力につきましては、代表取締役 51 歳、従事日数 340 日、従業員・パート 20 人、延べ従事日数 3,080 日でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1 番案件につきましては、譲受人が法人となっております。法人が農地の権利を取得するためには、農地法上、農地所有適格法人の要件を満たす必要があるとされております。要件につきましては、法人形態要件、企業要件、議決権要件、役員要件の 4 つがあり、その 4 つをすべて満たす必要があります。これらの要件につきましては、今回、申請書に添付された資料、登記事項全部証明書、定款、株主名簿等で確認をしており、4 つの要件をすべて満たしていることから、申請に至ったものです。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、1 番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時 06 分休憩

（当該委員入室）

午後 2 時 06 分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、2 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 3 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の申請地は、1 筆、現況畑、1,000 m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ジャガイモ、カボチャ、タマネギ等を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人 59 歳、従事日数 360 日、専業、配偶者 55 歳、従事日数 300 日、専業、子 34 歳、従事日数 100 日、兼業、子 32 歳、従事日数 100 日、兼業、子の配偶者 32 歳、従事日数 100 日、兼業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 2 番案件につきましては、譲受人は、譲渡人のうちの 1 人である方の義理の息子であり、これまでも申請地で営農をしておりました。また、隣接市内でも 275 m²営農していることを隣接市農業委員会の証明書により確認をしております。以上となります。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、2 番案件を報告のとおり許可することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時09分休憩

(当該委員入室)

午後2時09分再開

○議長(齋藤和子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第2、議案第15号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件については、区域4内田委員より、2番案件から4番案件までについては、区域5平牧委員より、5番案件から7番案件までについては、区域3三橋委員より、8番案件については、区域2生川委員より、9番案件及び10番案件については、区域1市川委員より、報告をお願いいたしますが、9番案件が、出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、8番案件の採決が終了後、当該委員は一時退席をお願いいたします。

はじめに、1番案件から8番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4(内田信行君) 議案第15号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第3者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畑、1,898㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までとなり、2年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 続いて、2番から4番案件までを一括してご報告いたします。

～2番から4番案件について内容を説明～

2番案件の農地は、6筆、いずれも現況畑、合計6,209㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

続いて、3番案件の農地は、4筆、いずれも現況畑、合計3,019㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、2番案件と同様です。

続いて、4番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計3,123㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、2番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域3三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、5番から7番案件までを一括してご報告いたします。

～5番から7番案件について内容を説明～

5番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計2,385㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとなり、1年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

続いて、6番案件の農地は、1筆、現況畑、1,067㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年9月1日から令和10年8月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、5番案件と同様です。

続いて、7番案件の農地は、1筆、現況田、1,544㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域2 生川委員より報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） 続いて、8番案件をご報告いたします。

～8番案件について内容を説明～

8番案件の農地は、1筆、現況畑、1,246㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第15号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、1番案件から8番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時18分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後2時18分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第15号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのう

ち、9番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後、行います。

区域1市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、9番案件をご報告いたします。

～9番案件について内容を説明～

9番案件の農地は、1筆、現況田、1,152㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第15号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、9番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時20分休憩

（当該委員入室）

午後2時21分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第15号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、10番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後、行います。

区域1市川委員より、報告をお願いいたします

○区域1（市川芳男君） 続いて、10番案件をご報告いたします。

～10番案件について内容を説明～

10番案件の農地は、1筆、現況畑、849㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第15号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、10番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、上程いたします。

区域1市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、3筆、いずれも畑、合計2,189㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年7月1日から令和11年4月30日までとなり、更に3年8か月更新するものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、「異議なし」と茅ヶ崎市長へ報告することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程4、議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から5番案件までを、14番小澤委員より、6番案件を9番廣瀬委員より、報告をお願いいたしますが、3番案件が出席委員の審議案件となることから、利害関係人になりますので、当該委員におかれましては、2番案件の採決が終了後、一時退席をお願いいたします。

始めに、1番案件及び2番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。14番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14番（小澤昇君） 議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和7年3月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計1,245㎡につきましては、一体として耕作されており、玉ねぎ

が作付けされているほか、一部準備中でした。

2筆、いずれも現況畑、合計 773 m²につきましては、一体として耕作されており、のらぼう菜、ニンジン、大根、白菜が作付けされていました。

6筆、いずれも畑、合計 1,439 m²につきましては、一体として耕作されており、みかんが肥培管理されていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、テラー、耕運機、軽トラ、草刈機、マルチャーその他一式でございます。

労働力につきましては、本人 67 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 66 歳、従事日数 100 日、専業、子 36 歳、従事日数 50 日、兼業、子の配偶者 42 歳、従事日数 50 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続きまして、2 番案件についてご報告いたします。

令和 7 年 3 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4 筆、いずれも畑、合計 853.14 m²につきましては、一体として耕作されており、玉ねぎ、にんにく、ブロッコリーが作付け、果樹が肥培管理されているほか一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、テラーその他一式でございます。

労働力につきましては、本人 68 歳、従事日数 300 日、専業、姉 72 歳、従事日数 100 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 17 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1 番案件及び 2 番案件を報告のとおり、証

明することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時31分休憩

(本人案件のため当該委員退室)

午後2時31分再開

○議長(齋藤和子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、3番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

14番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14番(小澤昇君) 続きまして、3番案件についてご報告いたします。

令和7年3月11日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～3番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計737㎡につきましては、一体として耕作されており、ブロッコリー、玉ねぎ、にんにく、イチゴ、スナップエンドウが作付けされていました。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人68歳、従事日数250日、専業、配偶者66歳、従事日数100日、専業、子37歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(松澤一樹君) 特にありません。

○議長(齋藤和子君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 17 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、3 番案件を報告のとおり、証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。
議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時 33 分休憩

（当該委員入室）

午後 2 時 33 分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 17 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、4 番案件から 6 番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

始めに、14 番小澤委員より、報告をお願いいたします。

○14 番（小澤昇君） 続いて、4 番及び 5 番案件についてご報告いたします。

令和 7 年 3 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 4 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、1,108 m²につきましては、ジャガイモ、にんじん、タマネギが作付けされているほか、一部準備中でした。

1 筆、現況畑、991 m²につきましては、大根、タマネギ、さやえんどう、イチゴが作付けされているほか、一部準備中でした。

1 筆、畑、548 m²につきましては、タマネギ、ネギ、エシャロットが作付けされているほか、一部準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計 1,602 m²につきましては、一体として耕作されており、ネギ、キャベツ、さやえんどうが作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 94 歳、従事日数 150 日、専業、子 70 歳、従事日数 150 日、専業、孫 51 歳、従事日数 150 日、兼業、孫 44 歳、従事日数 150 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

続きまして、5 番案件についてご報告いたします。

令和 7 年 3 月 17 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 5 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも現況畑、合計 971 m²につきましては、一体として耕作されており、みかんが肥培管理されているほか、準備中でした。

7 筆、いずれも現況畑、合計 1,566 m²につきましては、一体として耕作されており、はっさくが肥培管理されているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、草刈機、軽トラック 2 台その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 69 歳、従事日数 150 日、専業、子 34 歳、従事日数 150 日、兼業、子 33 歳、従事日数 150 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に、9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 続いて、6 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 3 月 12 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 6 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、992 m²につきましては、ネギが作付けされているほか、一部準備中でした

2 筆、いずれも畑、合計 528 m²につきましては、一体として耕作されており、タマネギ、ニンニク、わけぎ、らっきょうが作付けされているほか、一部準備中でした。

1 筆、畑、482 m²につきましては、ハウス内で野菜の育苗をしていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 72 歳、従事日数 350 日、専業、配偶者 69 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、4番案件から6番案件までを報告のとおり、証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第18号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第18号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

本案件は、被相続人が、令和6年6月29日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、相続人の方でございます。

令和7年3月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、2筆、いずれも畑、合計778㎡でございます。

現地は、一体として耕作されており、ネギが作付けされているほか、一部準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第18号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてを、報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第6、議案第19号、令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを、上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○局長補佐(松澤一樹君) 議案第19号、「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を事務局よりご説明いたします。

農業委員会による最適化活動の推進を行うため、3月末までに翌年度の毎年度活動の目標を設定し、4月末までに公表することとされております。

それでは、お配りしました「別紙様式1」に基づいてご説明いたします。

記載内容等につきましては、Ⅰ農業委員会の状況 及び Ⅱ最適化活動の目標に分けられております。

まず、『Ⅰ 農業委員会の状況(7年4月1日現在)』のうち、「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、「2 農家・農地等の概要」について、昨年度と変更が生じた箇所は、ページ真ん中の右の表、認定農業者や基本構想水準到達者等の経営体数が、お亡くなりなられた方や、認定新規就農者が増えた等により、変更がありましたので修正しております。

続いて、裏面に移りまして、『最適化活動の目標』についてをご説明いたします。

まず、「最適化活動の成果目標」について、①「現状及び課題」ということで、管内の農地面積、これまでの集積面積、集積率を記載しております。

集積面積につきましては、下の注釈の3番目に記載されている局長通知別表1に掲げる者である、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者等へ、これまで集積した面積を記載したものとなります。

次に、②「目標」についてですが、集積率の目標を前年度と同様に30%とし、令和7年度の新規集積面積の目標を前年度と同様に1ヘクタールとしました。

次に「(2)遊休農地の解消」についてですが、こちらは令和6年度に皆様にご協力い

いただきました農地利用状況調査、農地パトロールの結果を記載しております。

「②目標」についてですが、こちらは、令和3年度の利用状況調査における緑区分または黄色区分に関することを記載することになっておりますので、昨年度と同内容となっております。

次のページに移りまして、「(3)新規参入の促進」につきましては、新規参入者の現状及び課題を記載しております。

「②目標」につきましては、令和4年度から令和6年度までの権利移動面積の平均を出したものの1割を目標面積としております。こちらについては、下の注釈の2番の記載のとおりとなります。

最後に、「2 最適化活動の活動目標」ですが、目標は令和6年度と同様としております。また、活動強化月間の設定目標及び新規参入相談会への参加目標については、例年通りといたしました。

説明は以上となります。

本日、ご承認いただきましたら、ホームページにおいて公表させていただくこととなります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 新規参入者の数字ですが、1桁で、ずっと推移しているようです。この人数について、もっと増やすことに、何か課題があるのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 基本的には、新規就農者の参入というのは、国、県の方針もあり、積極的に行いましょうということになってはいますが、茅ヶ崎市内にまとまった空き農地が無く、農地を新規参入者に充当することがなかなか厳しいということから農地不足が課題の一つとして上げられると思います。また、最近では、有機農法の方が多くて、有機農法にあった農地を探すのが、なかなか、進まない状況にあります。

○13番（村越重芳君） 空き農地が無いというのは、例えば、水田が良いとか形が良いとかということも有るかもしれませんが、いわゆる優良農地を欲しがっているということですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 形状といったことや道路付けが無いところより道路付けが有るところが良いとかありますし、また、住んでいるところに近いところを希望される方がおられます。しかし、空き農地で、そういった条件に合った農地を事務局として情報収集

仕切れないところがありますので、もし、そういった条件の農地で、今後、空き農地になりそうなところがあれば、皆様方の情報を事務局に提供いただければ、対応ができるのではと考えております。また、一方で、認定農業者、既存の農家の方も農地を増やしたいという方もおりますので、そういった方との順番ということも考慮しなければいけないと考えております。

○13番(村越重芳君) 道路付けが良いとか平らだとか四角い形状が良いとかいう農地は、資材置場にちょうど良くなってしまふ。課題が農地不足だと言われても困ってしまうが、土地を金銭的に活用したいと思っている人がいることから、そういう良い条件の土地は逆に言うと農地で無くなってしまふ可能性が高いということなのかなと思っています。そういうことから、農地を残すということは難しいなと思っています。

○区域5(平牧直樹君) 農地1枚の広さについては、関係ないのですか。

○局長補佐(松澤一樹君) 一反以上と希望されていますが、先ほども説明しましたが、なかなか、そういった農地を紹介することは難しい。一反以上という優良な農地であれば、ご自身でやられたり、知っている方に貸す相談をしたりされますので、なかなか、新規就農者の方に貸すことができる農地が無いのが現状です。

○区域5(平牧直樹君) 地元の農地は、1枚が狭くて、2畝か3畝しかなくて、1枚で1反という農地はほぼ無いです。2カ所で1反であればという人がいれば、どうですかと話をすることができますので、こういった希望がありますと話をしてもらえれば、貸主と借主を繋げやすくすることができるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○局長補佐(松澤一樹君) 委員の地元の農地は、面積は2~3畝と狭いながらも、形は四角くて良い農地が連なっておりますが、所有者は散らばってしまして、なかなか、集積するのは難しい地域なのではと思っています。ただ、そういった狭い農地でも、どうしても農業をやりたい、特に、有機農法の場合ですとそこまで広くなくても最初は良いという方がいらっしゃるの、そういった情報があれば、事務局、または、農業水産課へご連絡いただければ、担い手に紹介していけるのではと考えています。

○区域5(平牧直樹君) 逆は無いですか。こういう農地を探している方がいますよという情報提供は無いですか。

○局長補佐(松澤一樹君) 当然、そういった方がおられて、具体的になれば、委員さんに声かけをさせていただきます。

○区域5(平牧直樹君) はい、分かりました。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第19号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、公表することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、日程第8、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを一括して上程いたします。事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。議案書は8ページ、1番案件から6番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地、駐車場敷地、共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。議案書は9ページ、1番案件から9番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、資材置場、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第8号、農地法第4条第1項第

7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時01分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員